

群馬県適正化通信 No.205(令和8年1月号)

2025年度安全性評価事業（Gマーク）認定事業所数について

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関は昨年(2024)の12月18日付けで、「2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」(Gマーク制度)の申請事業所「新規・更新」を合わせて7,504事業所のうち7,223事業所が2025年度安全性優良事業所として認定され、全認定事業所数は29,206事業所(全事業所の34.4%)となりました。群馬県においては、新規・更新を合わせた申請事業所144事業所のうち135事業所が認定され、認定事業所数は529事業所、取得率は32.0%となりました。

1. 安全性優良事業所認定状況(2015年度以前は省略)(2025年12月18日現在)

| 年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認定事業所数 | 群馬県 | 477 | 488 | 501 | 509 | 526 | 549 | 555 | 542 | 534 | 529 |
| | 取得率 | 29.1% | 29.7% | 30.4% | 30.5% | 31.5% | 32.6% | 33.1% | 32.3% | 31.9% | 32.0% |
| | 全国 | 23,414 | 24,482 | 25,343 | 26,192 | 27,065 | 28,026 | 28,696 | 29,044 | 29,069 | 29,206 |
| | 取得率 | 27.8% | 28.9% | 29.6% | 30.5% | 31.3% | 32.1% | 33.0% | 33.6% | 33.9% | 34.4% |

2. 2025年度申請事業所数及び認定事業所数 ()の数字は申請事業所数

| | 新規 | 初更 | 2更 | 3更 | 4更 | 5更 | 合計 |
|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 群馬県 | 17 (20) | 27 (28) | 26 (28) | 19 (20) | 28 (29) | 18 (19) | 135 (144) |
| 全国 | 1,216 (1,314) | 1,092 (1,123) | 1,252 (1,315) | 1,319 (1,342) | 1,282 (1,326) | 1,062 (1,084) | 7,223 (7,504) |

3. 安全性優良事業所における安全運行の徹底について

「Gマーク」ステッカー貼付車両による法定速度超過、無理な割り込みや煽り運転、中には当て逃げ運転など危険運転行為に対する苦情、問い合わせ等が多発しています。Gマーク制度の信頼性を維持するため、安全性優良事業所が他事業所の模範となるよう、全ドライバーに対し指導・教育及び交通ルールの遵守と安全運行の更なる徹底をお願いします。

【危険運転等悪質違反行為に係る苦情が寄せられた場合】

適正化実施機関へ危険運転等の悪質違反行為に係る苦情等が寄せられた場合、事実関係及び事実関係を踏まえて講じた改善措置について報告を求めたうえ必要な指導を行います。適切な改善措置が実施されていないと認められる場合には、是正指導を行うと共に改善措置の実施を求めます。更に、適切な改善措置が実施されていないと認められる場合には、当該事業所に対する巡回指導を実施し、巡回指導の結果に基づき再評価を行います。なお、令和7年1月以降、県内Gマーク取得事業所に対する苦情は11件ありました。

再評価の結果、認定に必要な評価の基準点数を満たさない場合には認定の継続ができなくなる場合があります。管理者の皆様には事業所内における指導、管理徹底を図るようお願いします。

4. Gマークステッカーの適切な使用について (期限切れステッカーの使用など)

適切でない「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となり、是正されない場合は認定の取り消しとなる場合があります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用と管理をお願いします。(裏面参照)

! Gマーク認定ステッカーの適切な使用について !

Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となり、是正されない場合は認定を取り消します。

適切ではない使用例

| | |
|--|--|
|  <p>有効期限が過ぎたステッカーの貼付</p> |  <p>有効期限を隠滅したステッカーの貼付</p> |
|--|--|

車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がして下さい。

